

川西市民間留守家庭児童育成クラブ運営支援事業補助金交付事業者
公募型プロポーザルにかかるQ&A (11月17日公開質問回答に関する補足回答分)

令和5年12月4日時点

No.	項	質問内容	回答
1	物件の基準	<p>①耐震基準を満たすというのは、何をもって満たすというのか。 ②満たすものと満たさないものの線引きはあるのか。 (例：市がOKといえれば良い、基準項目が決まっている、確認方法が決められている など…)</p>	<p>①新耐震基準を満たす根拠として、建築確認済証や検査済証、耐震調査を実施し耐震上問題がないもの又は耐震補強済みのものであることを証明する書類等で確認します。(例：建築確認済証、検査済証写し又は建築基準法に係る台帳(建築物)記載事項証明書(建築確認済証や検査済証の交付年月日が記載されているもの)など)</p> <p>※検査済証がない場合は、「検査済証のない建築物に係る指定確認検査機関を活用した建築基準法適合状況調査のためのガイドライン(平成26年7月2日国住指第1137号)」に則った指定確認検査機関による適合状況調査の結果、適法に施工済みであることが確認できる書類</p> <p>なお、11月17日質問回答(質問NO.1)のとおり、耐震調査を実施し耐震上問題ないことを証明する書類などについては、応募時や事業を開始する際の提出書類とはしていませんが、必要に応じて、新耐震基準に適合しているかどうかの確認を求めることがあります。</p> <p>②新耐震基準を満たしている基準は、以下のいずれかとなります。</p> <ul style="list-style-type: none">・昭和56年6月1日以降で建築確認済証を取得して建築されているもの。・昭和56年5月31日以前に建築確認済証を取得して建築され、その後、耐震改修促進法の基準に沿った耐震診断の結果、耐震上問題がないもの。・昭和56年5月31日以前に建築確認済証を取得して建築され、その後、耐震改修促進法の基準に沿った耐震診断の結果、耐震補強が必要で耐震補強を実施したもの。